

起業を目指す皆様へ

労働保険の知識は起業者にとって必修です



(一社) 全国労働保険事務組合連合会 (全国労保連) は労働保険を知ることができるセミナー、相談窓口に講師・相談員を派遣するなどの支援を行っています。

全国労保連ホームページ

⇒全国労保連のご案内⇒全国労保連の支部一覧 (支部電話番号掲載)

<http://www.rouhoren.or.jp/info/02.html>

起業して労働者を 1人でも雇った場合は 労働保険への加入が義務となります

労働保険への加入は、労働者を雇用する者の義務です

労働保険は労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称したものであり、国が営む強制保険として、農林水産の一部を除き、正社員、パート、アルバイトに関わらず、1人でも雇っていれば必ず加入することが必要となります。労災保険は労働災害が発生した場合の労働者への療養補償等を行うもので、雇用保険は労働者が失業した場合に失業給付等を行うものです。

労働保険の保険関係は自動的に成立します

労働保険では、事業が開始された日、又は労働保険の適用事業に該当することとなった日に、国との保険関係が自動的に成立します。

従って、事業主が保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出、概算保険料の支払いをしていなくても、例えば、労災事故が起きた場合等には、国は労働者への療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付等の補償を行います。

労働保険の適用業種は

農林水産の一部を除きすべての業種（事業）が適用業種となっています。建設、製造、運輸の事業はもとより卸売り、小売りその他の事業も適用業種で、飲食店、理容室、ペットショップ、動物病院などほとんどの事業が、適用対象となっています。

適用事業となって保険関係成立届を労働局等に提出（加入手続き）しない場合は

労働局等が保険関係成立届の提出等をするように手続指導を行います。それでも手続を行わない場合、労働局の職権による加入手続き、労働保険料の決定を行います。併せて事業主から、遡って労働保険料を徴収するほか追徴金の徴収も行われます。

加入手続きを行っていない間に、業務災害や通勤災害などの労働災害が発生した場合は

国は労働者への療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付等の補償を行いますが、上記の労働保険料、追徴金のほか、国が行った補償を事業主から徴収します。労働局等の指導を受けたにもかかわらず加入していなかった場合は、国の補償の100%を徴収し、指導を受けていない場合は40%を徴収します。

1. 労働保険の成立手続

1-1 保険関係成立届、概算保険料申告書の提出

労働保険の適用事業となった場合（その事業が開始された日、又は適用事業に該当するに至った時）には、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。その後、その年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付することとなります。

1-2 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届の提出

雇用保険の適用事業となった場合（その事業が開始された日、又は適用事業に該当するに至った時）は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

2. 労働保険料の申告・納付

労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとしており、事業主の皆様には、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付することとなります。これを、「年度更新」といい、各年度の6月1日から7月10日までの間に、労働基準監督署、労働局及び金融機関で手続を行うこととなります。

3. 労働保険料の金額

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて得た額です。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。労災保険率は業種により2.5/1000から88/1000です。雇用保険率は業種により11/1000から14/1000です。

労働災害が発生した時、労働保険に加入していない場合、労働者が大きなダメージを受けるだけでなく、事業主は多額の補償負担を負う可能性があります。労働保険は労働者だけではなく、事業主のセーフティーネットでもあります。

(労働災害の発生状況は裏面参照)

労働保険の事務を労働保険事務組合に委託することができます

労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。起業をめざす方が開業する場合に事業協同組合、商工会議所等に加盟されることが多いと思いますが、その団体が厚生労働大臣から事務組合の認可を受けているか確認してください。

労働保険の手続を事務組合に委託することにより、事務の軽減が図れるほか、通常、労災保険に加入できない事業主の特別加入、保険料の3分割払いのメリットがあります。

労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務等委託書」（組様式第1号）を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出してください。

委託できる事業主は下表の条件によります。

事業の種類	常時使用する労働者数
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売の事業・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

平成27年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上死傷災害） （確定）

業種	平成27年（1月～12月）		平成26年（1月～12月）		対平成26年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	116,311	100.0	119,535	100.0	-3,224	-2.7
製造業	26,391	22.7	27,452	23.0	-1,061	-3.9
鉱業	209	0.2	244	0.2	-35	-14.3
建設業	15,584	13.4	17,184	14.4	-1,600	-9.3
交通運輸事業	3,256	2.8	3,348	2.8	-92	-2.7
陸上貨物運送事業	13,885	11.9	14,210	11.9	-325	-2.3
港湾運送業	284	0.2	349	0.3	-65	-18.6
林業	1,619	1.4	1,611	1.3	8	0.5
農業、畜産・水産業	2,775	2.4	2,752	2.3	23	0.8
第三次産業	52,308	45.0	52,385	43.8	-77	-0.1

（注） 1 労働者死傷病報告より作成したもの。

2 「-」は減少を示す。

（出典：厚生労働省ホームページ 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課作成資料）